

第14回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和8年4月20日（金）15時30分～16時30分
- 2 場 所 市役所3階 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
協議事項 久慈市地域計画(目標地図)変更に向けた意見の聴取
について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 28名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 木地谷 淳
農地係長 柳久保 一幸
主任 長代 美穂
農政課 主 査 下館 佳奈

第14回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
15:00 開会 長代主任	皆様お集まりいただきありがとうございます。会議に先立ちまして、4月の人事異動で新たな職員が転入して参りまして、新体制となりましたのでご紹介させていただきます。事務局長の木地谷です。
木地谷事務局長	4月1日人事異動で農業委員会事務局長を拝命いたしました木地谷淳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
長代主任	係長の柳久保です。
柳久保係長	柳久保一幸と申します。よろしくお願いいたします。
長代主任	引き続き、主任長代と富岡でやって参りますので、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。
内久保職務代理者	ご苦労さまです。今回も田村会長は体調不良により欠席です。実は入院中で、みなさんに心配をかけては申し訳ないとのことでしたので、ここでご報告させていただきます。審議につきましては、前回同様、皆さんのご協力をよろしくお願い致します。
局長	本日の欠席通告委員を報告します。1番外里委員、15番田村委員より欠席通告がございましたのでご報告申し上げます。
内久保職務代理者	ただいまから、第14回久慈市農業委員会議を開催します。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) それではご異議なしと認め、議事録署名委員に、2番三上委員、14番上村委員、お願いします。また、会議書記につきましては、事務局の柳久保係長を指名いたします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
長代主任	議案第1号農地法第3条の規定による許可について。本申請地ですが、譲渡人は県外に住んでおり、相続にて農地を取得したものの、

	発言主旨
	<p>耕作できない状況であることから、隣接している住宅とともに、譲受人に農地を売買するものです。譲受人ですが、隣接している住宅に転居予定であり、農地で野菜栽培等を行いたいとのことです。</p> <p>付議番号 2 番、本申請地ですが、現在休耕地となっている農地を隣接地に住む農業者に売買するものです。譲渡人は相続により取得したもので、遠方に住んでいることから、耕作することができないということです。以上で議案第 1 号に関する事務局からの説明を終わります。</p>
内久保職務代理者	<p>事務局の説明が終わりました。付議番号 1 につきましては、私の方から説明させていただきます。4 月 15 日、城内推進委員と私、事務局 3 名、計 5 名で現地調査をして参りました。位置的には、〇〇の住宅地帯の一角で、譲受人は住宅と一緒に畑を買うとのことです。非常にきれいに管理されておりまして、今後は有効に活用されるということです。何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。付議番号 2 番につきましては、石羽根推進委員申し上げます。</p>
石羽根推進委員	<p>4 月 16 日事務局 2 名と私の 3 名で現地確認を行いました。場所は旧〇〇小学校手前〇〇m位の場所になります。現地の状況は、草刈りなどの管理はされているようでした。耕起が行われれば、利用するのに問題ないものと見て参りました。ご審議の方よろしく申し上げます。</p>
内久保職務代理者	<p>議案第 1 号につきまして、事務局と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 1 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、意見がないものとして決しました。続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。長代主任。</p>
長代主任	<p>議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可について 1 番と 2 番は関連がありますので一括でご説明いたします。</p> <p>付議番号 1 番、付議番号 2 番、それぞれ自己住宅を建設するための</p>

	発言主旨
	<p>売買となります。1 番は、〇〇-〇と〇〇-〇の 2 筆、2 番は〇〇-〇の 1 筆となります。以上で議案第 2 号に関する事務局からの説明を終わります。</p>
内久保職務代理者	<p>事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査員から報告をお願いします。城内推進委員をお願いします。</p>
城内推進委員	<p>4 月 15 日、内久保委員、事務局と現地確認をして来ました。周辺は宅地化されておりまして、全く問題ないと思って見て来ました。皆さん、ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
内久保職務代理者	<p>事務局と現地調査の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 2 号について、特に意見がないと聞いてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。 続きまして、議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局より説明願います。長代主任。</p>
長代主任	<p>議案第 3 号農地法の適用外証明願いについて、付議番号 1 番、本申請地ですが、平成 7 年から住宅が建っており、住宅敷地として利用されていることから、申請するものとなります。8 ページ地籍図で〇〇-〇〇の 1 筆になりますが、〇〇-〇と〇〇-〇〇に跨って住宅が建っていることを確認しております。こちらについては、始末書の提出をお願いしております。以上で議案第 3 号の事務局からの説明を終わります。</p>
内久保職務代理者	<p>事務局からの説明が終わりました。現地調査については、私の方からご説明します。7 月 15 日城内推進委員と事務局 3 名、計 5 名で調査をして来ました。隣接する住宅がすでに案件の畑に一部食い込んでおり、物置小屋等設置しておりました。すでに 30 年以上経過している状況から見ても、畑の復旧は見込めないと感じましたので、皆さんのご意見をよろしくをお願いします。 それでは議案第 3 号につきまして、事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p>

	発言主旨
	(下館靖推進委員 挙手) 下館靖推進委員。
下館靖推進委員	願出人は県外の方ですが、この住宅に今現在、どなたかが住んでいますか。
長代主任	住宅は親戚の方が建て、住んでいるとお聞きしております。以上です。
内久保職務代理者	よろしいですか。他にございませんか。 (「なし」の声) それでは質疑を打ち切ります。採決します。議案第 3 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。 次に議案第 4 号ですが、農業委員会法第 31 条の規定議事参与の制限により、6 番宇部文人委員、12 番宇部慎二委員は退席をお願いします。
	(宇部文人委員、宇部慎二委員 退室) 議案第 4 号農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
長代主任	議案第 4 号農地利用集積等促進計画案について、令和 8 年度農用地利用計画促進計画書が別紙の通り提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。全部で 7 件です。事務局からの説明は以上になります
内久保職務代理者	議案第 4 号につきまして、事務局からの説明が終わりました。質疑を許します。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	ほとんどが 10 年の契約になっていますが、1 件だけ 3 年というのは何か事情があつてのことですか。

	発言主旨
長代主任	個別事情もあると思われませんが、契約期間に関しては、3年もしくは最短で1年という契約もあります。詳しい事情までは把握しておりません。以上です。
内久保職務代理者	<p>よろしいですか。その他ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第4号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>議案第4号につきまして、特に意見がないとして決しました。</p> <p>宇部文人委員、宇部慎二委員の入室を許可します。</p> <p>(宇部文人委員、宇部慎二委員 入室)</p> <p>次に、協議事項 久慈市地域計画(目標地図)変更に向けた意見の聴取についてを議題といたします。農政課の下館主査より議案の説明をお願いします。</p>
農政課 下館主査	<p>久慈市地域計画(目標地図)の変更に向けた意見の聴取についてご説明させていただきます。今回の地域計画の変更については、先月の農業委員会議においてご説明しました通り、1 地域計画区域を農振農用地区域へ変更すること、2 意向調査の結果を踏まえ、新たな担い手を追加するとともに、目標地図への色づけ等行うものとなっております。1、地域計画の区域変更については、市内地域計画を対象とし、地域計画の区域を地目上の農地すべてから農振農用地区域に変更することに伴い、計画内に記載される面積や集積率を変更するものです。地区ごとの変更前後の数値を一覧としておりますのでご覧ください。2、新たな担い手の追加については、〇〇地区を対象とし意向調査結果を踏まえ、地域計画の農業を担う者一覧へ新たな担い手を追加するとともに、目標地図の色づけ等を行うものです。これにより変更が必要となる面積や担い手の人数について、変更前後の数値を一覧としておりますのでご覧ください。</p> <p>なお、新たな担い手の追加につきましては、〇〇地区を先行して行いましたが、他の地区につきましても、意向調査を確認しながら、順次追加していく予定としております。資料3 ページ目以降は、変更後の地域計画(案)の目標地図を市内全8地区分、添付しております。地域計画(案)は、今回変更が生じる部分を抜粋し、赤字で表示されております。この変更については、令和8年3月4日から3月9日、及び3月26日に市内各地区で農業者を対象に説明会を行っ</p>

	発言主旨
	ており、反対等の意見はなかったところです。説明会には委員の皆様にも積極的にご参加をいただき、ありがとうございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
内久保職務代理者	説明が終わりました。この件につきまして、皆様のご意見、質問等ございましたら、お願いします。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。久慈市地域計画(目標地図)変更に向けた意見の聴取についての、意見がないこととしてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは、以上の通り決しました。次に報告事項農地法第3条の3第1項の規定による届け出書の提出についてを議題といたします。事務局からの説明を願います。
長代主任	報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届け出書の提出についてです。土地の表示、届出人、届出事由は記載の通りです。全部で12件、そのうち時効取得が1件、他11件は相続によるものです。以上で報告事項(1)を終わります。
内久保職務代理者	報告が終わりました。よろしいですか。 (「なし」の声) 次に報告事項(2)会務報告です。木地谷局長お願いします。
木地谷局長	4月1日、辞令交付式を事務室で会長にご対応いただきました。4月15、16日、3条・5条・適用外に係る農地転用等の現地調査を行っております。内久保委員、城内推進委員、石羽根推進委員及び事務局で対応しております。4月20日、本日ですが、第14回農業委員会会議を開催しております。来月5月の農業委員会会議の予定であります。5月20日水曜日、午後1時30分、市役所3階大会議室にて開催を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。
内久保職務代理者	会務報告が終わりました。 ご質問ありましたらお願いします。 (「なし」の声) ないようですので、以上をもちまして、第14回農業委員会会議を終了

	発言主旨
14 : 40 閉会	いたします。